附則第八条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（添付書類の省略等）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第八条の三　附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法施行規則の規定により次の各号に掲げる書類を請求書、申請書、申出書又は届書（以下この条において「請求書等」という。）に添えなければならない場合において、厚生労働大臣が国民年金法第百八条第二項の規定により同項に規定する事項について必要な書類を閲覧し、又は資料の提供を受けることにより次の各号に掲げる書類に係る事実を確認することができるときは、附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法施行規則の規定にかかわらず、当該書類を請求書等に添えることを要しないものとする。

一　附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法施行規則第二十八条第二項第二号イ及びロに掲げる書類

二　国民年金法施行規則第十六条第一項第六号イからトまでに掲げる年金たる給付の支給状況に関する書類

附則第十四条第一項の表以外の部分中「同法」を「昭和六十年改正法」に改め、同項の表第三十条第二項第八号の項中「公的年金給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加え、「当該給付」を「当該公的年金給付」に改め、同表第三十四条の二及び第五十条の二の項中「給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加え、同表第四十三条の二第二項第五号の項中「公的年金給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加え、同表附則第十項第三号の項中「公的年金給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加え、「当該給付」を「当該公的年金給付」に改める。

附則第十四条の二の次に次の一条を加える。

第十四条の三　附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法施行規則の規定により次の各号に掲げる書類を請求書、申請書、申出書又は届書（以下この条において「請求書等」という。）に添えなければならない場合において、厚生年金保険法第百条の二第一項の規定による情報の提供を受けることにより厚生労働大臣が当該書類に係る事実を確認することができるときは、附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法施行規則の規定にかかわらず、当該書類を請求書等に添えることを要しないものとする。

一　附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法施行規則第四十三条の二第二項第四号ハに規定する書類

二　厚生年金保険法施行規則第三十条第一項第九号に規定する公的年金給付の支給状況に関する書類

附則第十七条の次に次の一条を加える。

（旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金の受給権者が国会議員等となつたときの届出等）

第十七条の二　厚生年金保険法施行規則第三十条第十一項及び第十二項並びに第三十二条の三から第三十二条の六までの規定は、昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の規定により同項の表の第二欄に掲げる老齢厚生年金とみなして同表の第三欄の法律の同表の第四欄に掲げる規定を適用するものとされた老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金について準用する。

附則第二十一条の次に次の一条を加える。

（旧船員保険法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金の受給権者が国会議員等となつたときの届出等）

第二十一条の二　厚生年金保険法施行規則第三十条第十一項及び第十二項並びに第三十二条の三から第三十二条の六までの規定は、昭和六十年改正法附則第八十七条第七項において準用するものとされた昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の規定により同項の表の第二欄に掲げる老齢厚生年金とみなして同表の第三欄の法律の同表の第四欄に掲げる規定を適用するものとされた老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金について準用する。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第一号中「を所持しているときは、国民年金手帳」を「その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同項第七号を削る。

第十六条第二項第一号中「老齢基礎年金等の年金証書」を「国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改める。

第十八条の二第一項第一号イ中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

第十八条の八第四号中「厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法第十二条第一号ロに規定する共済組合の組合員及び同号ハに規定する私学教職員共済制度の加入者を含む。）」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者並びに法律によって組織された共済組合の組合員及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者」に改める。

（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正）

第六条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成九年厚生省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則（第十五条、第十七条、第十八条第一項第五号、第二十五条第二項、第三十六条及び第六十五条第二項第二号を除く。）中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「改正後国共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「第十六条第六項」を「第十六条第八項」に改める。

附則第十八条第一項第五号中「平成八年改正法第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「改正後国共済法」という。）を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第八号中「第二十三条第四項」を「第二十三条第五項」に、「厚生年金保険法施行令等の一部を改正する等の政令（平成九年政令第八十四号。以下「平成九年改正政令」という。）第二条